

日本郵政グループの現状と民営化法改正後の注目点

理事研究員 渡部喜智

1 日本郵政グループの経営の現状

前回総選挙(2009年7月)後の政権合意に基づく政府の郵政民営化見直し法案は、いわば店ごらし状態にあったが、今国会の与野党協議の結果、政府は提出法案を撤回、議員立法による「郵政民営化法の一部改正」案の議決という形で郵政見直しは落着した。改正法は一部を除き、12年10月1日に施行される。

安全・安心な地域金融サービスを持続可能な形でいかに提供するか？高齢化と人口減少が進む地方・地域において、その重要性は増している。その認識を出発点とすれば、地域金融を対立軸の上から語ることは有益ではないだろう。しかし、前述法改正は日本郵政グループをどのようにしていくか、というビジョンに欠けると言わざるを得ない。代わりに自らの組織維持や膨張政策のための制度固めが随所に見られる。

まず、民営化後の決算など経営状況を、4事業会社を中心に簡単に見ることしたい。

現在、日本郵政グループは持株会社の下に、郵便局と郵便および銀行(郵便貯金)と生命保険(かんぽ)の金融2社の合計4事業子会社をぶら下げる組織形態を取っている。

そのうち、金融2社の決算(純利益)は有価証券関連の運用収益が底上げ要因となったこと等もあり、表面上は堅調である。また、経営基盤と言える預金残高や保険契約額については底入れから反転の傾向もうかがえる。例えば、郵便貯金の残高は12年3月末(11年度)に12年ぶりの増加(175.6兆円で前年度比0.6%^(注1)増)となった(第1図)。かんぽ生命は保有契約

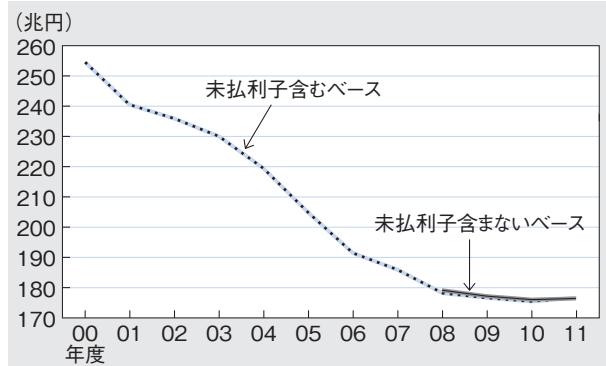
額(旧簡易生命契約との合算)の減少傾向が続いているが、新規契約額は11年度微増にとどまったものの、08年度から4年連続の増加となっている。

これに対し、郵便事業は、信書など郵便の減少傾向と宅配便事業の競争激化などのもとで3年連続の赤字である。また、郵便局事業も事業量縮小で収益は伸び悩んでいる。

一方、法の趣旨に沿って店舗ネットワーク維持の取組みは行われている。民営化前後に様々な事情で簡易郵便局が閉鎖されたが、解消の取組みにより、東日本大震災等の影響により営業停止中のもの(△28局)を除くと、簡易郵便局は207局増えた(12年5月末現在)。直営郵便局は、統合・配置見直し・入居ビル取り壊し等(△39局)および東日本大震災による営業停止(△53局)と新設等(+10局)により合計して82局減少となっているが、郵便局数全体では東日本大震災の影響分(81局)を除き、民営化後に178局増えた。

加えて、涉外社員を公共施設等に週2回程度派遣する出張サービスや車両による移動郵

第1図 郵便貯金の残高推移



資料 ゆうちょ銀行財務データなどから作成

便局による窓口サービスといった代替サービス提供の新たな取組みも行われている。

ただし、簡易郵便局を中心にごく少人数による運営という実態も指摘される。金融事故防止などコンプライアンス態勢上適正なものは、他金融機関との競争条件確保という観点からも含め、適切に検証されるべきだ。

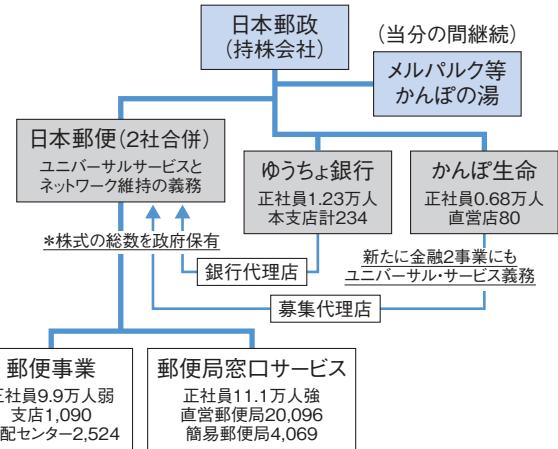
2 改正法内容と前のめりの議論への懸念

10月1日の施行を受け、郵便局会社と郵便事業会社は合併し、「日本郵便」に再編される。これにより、郵便局での郵便と貯金、生命保険の一体的サービス体制が再構築・強化される一方、郵便事業の赤字体質は不明確になる可能性がある。また、法改正により郵便に加え、金融2社のサービスについても「全国遍く一律」というユニバーサル・サービス義務が定められたことにより、金融2事業の現状体制継続の法的根拠が強まった(第2図)。日本郵政グループが保有するゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式処分の規定は、16年9月を期限とする全部処分義務の規定から、「目指す」という努力目標的な文言に後退。金融2社についての保有株の完全売却が将来果たされ、競争条件の平等性が確保されるようになるかは不透明だ。

にもかかわらず、株式50%超売却の時点で、その新規事業の認可制が届出制に緩められることとなった。株式保有が続き政府の経営関与と「暗黙の政府保証」という誤認・誤解が残る状態において、日本郵政グループの安易な膨張を許す法的根拠が出来たと言わざるを得ない。その一方で、日本郵政グループの株

(注1)定期性、流動性ともに前年度比プラス。流動性預金は満期到来に伴うなどの「振替貯金」の滞留も大きく、その動向によっては残高減少要因となる。

第2図 郵政民営化法改正後の日本郵政グループ



資料 日本郵政HP資料から作成
(注) 各社状況は直近発表データ。

式売却は重要な震災復興財源の一つとされており、当面の株式売却において、政府がより高く売りたいと考えるのは自然だろう。そのため、新規事業進出など事業拡大を軸とする成長ストーリーを振りまくことも想定される。

改正法の成立後、日本郵政グループ首脳からローン業務の直接参入など新規業務の申請を早々に行う方針が述べられている。かつ、郵政民営化委員会の新委員長が前のめりとも言える新規事業申請への姿勢を語っている。貯金と保険の限度額規制は引き続き政令(施行令)で規定されることになったが、政府の経営関与の残る状態においては適正な競争条件確保の観点から、国会は限度額規制を厳格に監視・監督すべきだろう。

民間の地域金融サービスは量的・質的に既にニーズに対応したものとなっている。むしろ日本郵政グループの金融2社の事業拡大は、地域金融の競争条件をかく乱し不安定化させかねない。日本郵政グループのあるべき姿、行うべき使命・サービスはどのようなものなのか、国会および郵政民営化委員会は改めて考え、新規事業進出などについても熟議を重ねることを求めたい。

(わたなべ のぶとも)